

# 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のよう  
に行動計画を策定する。

## 1. 計画期間

令和8年4月1日 ~ 令和13年3月31日までの5年間

## 2. 内容

目標1: 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

- 男性社員: 取得率 10%以上
- 女性社員: 取得率 80%以上

<対策>

- 令和8年4月~: 各職場における休業者の業務カバー体制(代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など)を検討・実施する。
- 令和9年4月~: 男性の育児休業取得を促進するため、対象社員やその上司への個別周知や働きかけを行う。

目標2: 所定外労働時間を削減し、働き方の見直しを行う。

全社員の所定外労働時間を、1人当たり月平均22時間以内とする。

<対策>

- 令和8年4月~: 所定外労働の原因を分析し、各部署での課題を把握する。
- 令和8年10月~: 管理職を対象とした意識改革のための研修を定期的実施する。
- 令和9年4月~: ノー残業デーの設定や、DX化による事務効率化などの取組を実施する。

目標3: 子育て中の社員の柔軟な働き方を支援する制度を整備する。

小学校就学前の子を持つ社員を対象とする短時間勤務制度および養育両立支援制度を小学校卒業まで利用可能に拡大する。

<対策>

- 令和8年4月~: 制度内容を確定し、就業規則の改定を行う。
- 令和8年7月~: 社内報や説明会を通じて、新制度の周知と利用促進を行う。